

棚倉町地元企業魅力PR動画作成支援助成金交付要綱

棚倉町告示第9号

(目的)

第1条 この要綱は、町内事業者が自社の魅力、特徴及び人材採用等について広報する動画の作成に係る経費の一部を助成するため、予算の範囲内において棚倉町地元企業魅力PR動画作成支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、棚倉町補助金等の交付に関する規則（昭和57年棚倉町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象動画等)

第2条 助成金の交付の対象となる動画（以下「助成対象動画」という。）は、次の各号に掲げる条件を全て満たす動画とする。

- (1) 自社のPR及び人材採用を目的とするものであること。
- (2) 概ね5分以内の短時間で視聴できる構成とされた動画であること。
- (3) 町が行う町内事業者の各種支援事業において、使用の同意をするものであること。
- (4) 公序良俗に反するもの又は営業、政治若しくは宗教を目的としたものでないこと。

(助成対象事業者)

第3条 助成金の交付を受ける事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、町内に事業所等を有する事業者であって、次に各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者
 - (2) 社会福祉法人、医療福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等又は有限責任事業組合
 - (3) 町長が特に必要と認める動画を作成した企業等
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者から除くものとする。
- (1) 棚倉町暴力団排除条例（平成23年棚倉町条例17号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらのものと密接な関係を有する事業者である場合
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者並びにこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者である場合
 - (3) 助成金の交付申請の日又は交付決定の日において、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされている事業者である場合
 - (4) 町税等を滞納している事業者である場合（納期を過ぎていないものは除く）

- (5) 過去に本助成金の交付を受けたことがある事業者である場合
- (6) 助成金の対象経費（以下「対象経費」とする。）に対して、国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から助成金の交付を受けたことがある場合

（対象経費等）

- 第4条 対象経費は、助成対象動画を作成するための委託料（シナリオライター費、取材・撮影費、動画編集及びデータ作成費等）とし、消費税及び地方消費税の額は含まない。
- 2 対象経費は、助成を受けようとする年度と同一年度に支払った経費とする。

（助成金の額）

- 第5条 助成金の額は、前条に規定する対象経費の2分の1以内の額（千円未満は切捨て）とし、上限を15万円とする。

（交付申請）

- 第6条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、別に指定する日までに、棚倉町地元企業魅力PR動画作成支援助成金交付申請書（第1号様式）により、次に掲げる添付書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- (1) 見積書、契約書等の助成対象経費の積算根拠が確認できる書類の写し
 - (2) 請求書、領収書等の助成対象経費の支払い完了が確認できる書類の写し
 - (3) 助成対象動画に係る電子データ等
 - (4) 振込先の通帳等口座番号等が確認できる書類の写し

（交付決定）

- 第7条 町長は、前条の規定に基づく助成金の交付申請があったときは、速やかに提出された書類の内容審査及び成果品の確認等により助成金の交付の可否を決定し、棚倉町地元企業魅力PR動画作成支援助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（請求）

- 第8条 助成対象事業者は、前条の規定に基づき助成金の交付の決定を受けた場合には、棚倉町地元企業魅力PR動画作成支援助成金請求書（第3号様式）を提出するものとする。

（交付決定の取消し）

- 第9条 町長は、助成金の交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 虚偽申請その他不正に助成金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか助成金の交付を受けるのに不相当であると町長が合理的な理由により判断したとき。

(返還)

第10条 町長は、前条の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分について、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(整備保管)

第11条 助成対象事業者は、助成金の申請及び請求に関する書類を、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。